

第517回但馬海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時及び場所

【日 時】 令和3年7月14日（水）13時30分～
【場 所】 美方郡香美町香住区境『但馬水産事務所』会議室

2. 招集者、議事の通知事項、通知年月日

【招集者】 会 長 上田 良介

【議事の通知事項】

- (1) せん漁業（べにずわいがにかご漁業及びべにずわいがにかご（暫定水域特別調査漁業）許認可方針及び許可申請に係る公示（諮問）
- (2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出（審議）
- (3) 兵庫県資源管理指針の変更（協議）

【通知年月日】 令和3年7月7日

3. 出席者

【委 員】 小林東洋志 島崎 邦雄 田畑 富治 濱邊 希夫 福本 好孝
松本 齋 村瀬 晴好 川越 一男 上田 良介 久保千賀子

【県関係】 兵庫県 但馬県民局 豊岡農林水産振興事務所 但馬水産事務所

所 長 兼 事 務 局 長	山下 正晶
水産課長兼事務局次長	大野 泰史
主 任	齋藤 公司
職 員	梶原慧太郎
職 員	笹江 祥加
嘱 託 員	秋田 千里
兵 庫 県 立 農 林 水 産 技 術 総 合 セ ン タ ー	但馬水産技術センター
所 長	山中健志郎

4. 議事の経過概要

14時00、山下所長兼事務局長が委員の出席数確認後、漁業法第145条第1項に基づき、会議の成立を宣言した。

ついで、議長選任及び但馬海区漁業調整委員会規程第11条の規定に基づく議事録署名人の指名が行われ、議事に入る。

議事録署名人指名

〔山下所長兼事務局長〕

これより、上田会長に議長に就任いただき、議事録署名人の指名からはじめていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

〔議長：上田会長〕

議事に先立ち、委員会規程第11条による議事録署名人として福本委員と松本委員を指名します。これより議事に入ります。

第1号議案 せん漁業（べにずわいがにかご漁業及びべにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業）許認可方針及び許可申請に係る公示について（諮問）

〔議長：上田会長〕

第1号議案、「せん漁業（べにずわいがにかご漁業及びべにずわいがにかご（暫定水域特別調査）漁業）許認可方針及び許可申請に係る公示」を上程します。事務局より説明をお願いします。

〔山下所長兼事務局長〕

朗読します。

諮問文書読み上げ

以上です。詳しい内容は、齋藤事務局書記から説明します。

〔齋藤事務局書記〕

説明させていただきます。

資料1-1, 1-2に沿って説明

以上です。

〔議長：上田会長〕

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔小林委員〕

この公示の2隻というのはこの度2隻が法人化するというので2隻ということですか。全部の許可数の上限は決まっていますか。

〔齋藤事務局書記〕

許認可方針で8隻としてきました。

〔小林委員〕

今8隻ありますよね。これ以上は出来ないということですか。

〔齋藤事務局書記〕

そうです。増やす、減らすときは、海区委員会で意見を聞き、例えば新規を募集するのであれば、募集するかを諮ります。1隻廃業がある場合は、特段新規の要望がなければ7隻で運用していきます。状況に合わせて海区委員会で意見を聞きながら増減させていく。

〔小林委員〕

暫定水域で1連、200個。通常の海域では3連、それも籠数は200個決まっていますか。

〔齋藤事務局書記〕

はい、200個です。

〔福本委員〕

自主規制で、1連は200個。

〔小林委員〕

この2つの許可の違いとは。

〔齋藤事務局書記〕

過去からの経緯もあり、小型の知事許可のべにかご漁業は1隻3連までという上限があったため、本県は3連までとしています。その上で、暫定での1連というのは、暫定水域での漁業が主体的に出来なくなっている現状があり、暫定水域で漁業が成り立つか確認していくために1連使って暫定水域で調査的な目的で、別枠として設けている。将来的に、暫定でもやっていけるという時、許可を4連にするのか、やはり全体として3連に収めるかはまた別途議論していかなければいけないと考えている。

〔小林委員〕

今は現実に4連でしょう。

〔福本委員〕

いえ、3連です。暫定水域は操業していない。

暫定水域は別枠だと考えてもらって、毎年許可更新してもらっているが、正直言って、暫定水域は全く操業できていない状況。操業が出来ない中、毎年許可申請しないといけないのか。

〔齋藤事務局書記〕

暫定水域は韓国との状況が膠着している。いつまた状況が動くかわからない中で、我々としても暫定で操業が成り立つかどうか調査する機会は常に持っておいた方が良いと考え、毎年更新していた。ただ、状況が膠着していることを踏まえ、昨年更新時に通常のべにずわいがかご漁業と同じ3年更新に切り替えた。暫定の状況が動いて許可の期間を見直す必要があれば1年更新にする必要もありますし、そこはまた随時判断していきたいと思います。毎年更新という事務的なところは見直して3年で通常許可と合わせた。

〔福本委員〕

県が許可を出しているでしょう。暫定水域は「たじま」に調査してもらうということは出来ないのか。成り立つか成り立たないかを検証しようにも操業できていない状況の中、あそこに漁具を置いておくというのは、捨てるのと同じようなこと。「たじま」なら、桁等あまり長いものを使ってしないので、調査するのなら、「たじま」のように簡単に出来るような方法でもらった方が良い。

〔齋藤事務局書記〕

資源的な調査としては、「たじま」を使って桁曳きとか、年に数回のかにかご調査は出来ないことはないと思われる。ただ、この漁業許可の目的は、暫定水域で漁業が成り立つかどうか見るためなので、やはり漁業者の方に出てもらって、実際の漁具で操業する想定でやってもらうのが望ましいと考えています。籠での漁獲ではなくて桁を使ってするのは、海底にどんなベニズワイガニがいるかという調査になり、それで漁業が成り立つか成り立たないかというのは別の話になってしまう。この許可の目的というのはあくまで今の暫定の状況で漁業が成り立つかを検証すること。

〔福本委員〕

「たじま」の調査は、香住沖の1,000mラインのいつも同じところを調査している。1カ所だけの調査でわかるのか、と正直思っている。「たじま」の方でいろいろな場所でもらって、1,000mの場所と比較した時にどのくらいの漁獲があるのか、その辺の調査結果を教えてもらえば、こちらの方も判断の材料になる。そういうのもしてもらいたい。

〔齋藤事務局書記〕

定点的にしているのは、調査の目的として毎回場所を変えていたら一定の条件下での比較にならないので、同じ場所で調査している。ただ、これはいろんな魚種に言われているが、環境が変わっていく中でずっと同じ場所で良いのかという意見も出ている。そういった所は水産技術センターと相談しながらになると思うので、情報提供出来るようなことや調整できることがあれば話させていただきたいと思います。

〔山中但馬水産技術センター長〕

べにずわいがかご海域調査は、定点としてD1～D6まで、深海桁を6カ所しています。かごについては、漁獲対象となりやすいところの1,000mと1,300mを調査している。だいたい皆さんがかごをしている所を網羅するように水深帯を選んでいる。網羅的にしてい

るし、今までの資源の動向がどうかというのを見ていくためにも同じところでモニタリングしている。その結果は、ベにかご協会総会の中で説明しているとおりです。今のところ、今の漁獲強度でいけば、安定的に獲れていこうというのが今の水準です。

〔小林委員〕

現実には、許可はあるが暫定内では全くしていないということですか。暫定外で3連しているというだけで。

〔齋藤事務局書記〕

暫定外に3連入れて、そちらでメインの操業をしていて、暫定での調査というのは現状ではあまり出来ていないと把握している。

〔川越委員〕

今言われた資源調査のことは、この後、TAC魚種にされた時には、兵庫県が行っているの資源評価が参考になる。日韓で、ベにかごの漁労長会議をするときに、彼らの論理は先にしたものが漁場を占有するという考え方を持っている。今、福本委員が言われたようにあまり価値がない、やる意味が無い、経営が成り立たないからそこは撤退しても良いということになると、韓国が理屈に利用する。底びきでも同じ。我々底びきの業界でも、彼らは先にした方がその漁場を使う優先があるという考え。暫定はいらないと言うことで不都合はないですか。日韓の漁労長会などで、そこは日本が利用していると主張していないと、韓国に優位なことばかり言われて、どんどんカゴをかぶせられて操業がしづらいという状況が見えてくる。県の方も今の定点調査、底びき調査でも暫定の中に定点ポイントはあるので、出来る要望であるなら、それはどこかで答えるべきではないですか。TAC魚種に指定されそうだということがあるなら、資源調査をもつてのTACの配分になるので。そこは前向きに出来るならやるべしと、そういうように現場の方も言われているので。

〔小林委員〕

今、大臣許可のTACはありますよね。

〔齋藤事務局書記〕

ベにずわいは法律に基づくTACはしていない。業界独自でTACとIQをしている。それは過去の資源管理の経緯で最初休漁をしていて、休漁を見直すときに、代替措置としてIQを導入した、という経緯があって、今、大臣許可のベにずわいはには独自のIQをしている。

〔小林委員〕

TACではないのか。

〔川越委員〕

TACではない。TAC魚種は8魚種しかない。模範的な、やっていますよというPRとか。ザルなIQだが、ちゃんとやっていますよという国に対するPR。TAC魚種に想

定されているから、県の資源評価がTAC配分のベースになる。もし出来るなら暫定のポイントも設定して資源評価をしないと、TACが設定される時にどこかで不都合が生じたり、情報が少ないのでは無いかと言うことを現場から言われるかもしれない。そのあたりを認識してもらいたい。

〔議長：上田会長〕

この件について他に何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕

意見がないようですので「説明のあった案のとおり異議はない」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：上田会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第2号議案 日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出（審議）

〔議長：上田会長〕

それでは次の議事に移ります。「日本海・九州西広域漁業調整委員会委員の選出」を上程します。事務局より説明をお願いします。

〔大野事務局次長〕

資料2をご覧ください。

————— 資料2に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：上田会長〕

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

〔村瀬委員〕

川越委員にさせていただいたら良いのではないですか。

〔議長：上田会長〕

川越委員を選出してはどうかのご意見いただきましたが皆様いかがでしょうか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕

異議がないようですので、「川越委員を日本海・九州西広域漁業調整委員会委員に選出する」こととします。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：上田会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

第3号議案 兵庫県資源管理指針の変更（協議）

〔議長：上田会長〕

「兵庫県資源管理指針の変更」を上程します。
事務局より説明をお願いします。

〔梶原事務局書記〕

資料3をご覧ください。

————— 資料3に沿って説明 —————

以上です。

〔議長：上田会長〕

ただ今、事務局から説明がありましたが、この件について何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

————— しばらく待つも質問なし —————

〔議長：上田会長〕

意見がないようですので「説明のあった案のとおり異議はない」こととしてよろしいですか。

〔委員一同〕

異議なし。

〔議長：上田会長〕

異議は無いようですので、そのように決定します。

以上で第517回委員会の議事はすべて終了した。

以下のとおり、本日第517回委員会を終了する旨、議長が宣言し閉会した。

時に14時30分